

ネットで注文
書店さまの注文はこちら
BOOKCELLAR



社会保険研究所 | BookCellar
<https://www.bookcellar.jp>
無料でご利用いただけます



看護関連施設基準・食事療養等の実際

看護関連施設基準
食事療養等の実際

8-10冊

令和8年10月版

10月発刊予定

定価 本体 5,200 円+税 (税込 5,720 円)
ISBN978-4-7894-1729-7 C3047 ¥5200E

B5判 約1,500頁

商品 No.140219



社会保険研究所

看護サービスにおける診療報酬での適切な評価・取扱いの情報を集成

- 医療機関の経営管理者・看護師等専門職を対象に、保険医療における看護サービスの考え方と運用を詳しく解説しています。
- 入院サービス提供の基本となる看護サービスに関連する診療報酬の施設基準と食事の提供に関する情報を集成しています。届出から点数算定までを一連の流れで構成した、実務重視の編集です。
- 看護サービスや食事・栄養関連の診療報酬について歴史的経緯をふまえ、図表を用いわかりやすく解説している「総説」を掲載。「総説」を読み、さらに知りたい法令・通知等を読めるように編集しています。

本書の構成（予定）

総説	診療報酬における入院医療と看護技術の評価 診療報酬における食事の評価 診療報酬請求に係る留意点 令和8年度改定に係る経過措置	●診療報酬上、看護サービスがどのような観点から評価されているかを解説しています。また、昭和33年（1958年）の「基準看護」設定以来の歴史的変遷を紹介したうえで、近年の改定についてはその趣旨も含めて詳述しています。
看護関連施設基準等と診療報酬	基本診療科（入院・看護関連） 特掲診療科（看護関連）	●各項目のはじめに、成り立ちや改正のポイントなどを記述しています。 ●施設基準告示とその取扱い通知についてまとめています。告示・通知をあわせて読むことができますので、求められている基準がわかりやすくなっています。
入院時食事療養及び入院時生活療養 栄養関連診療報酬		●算定のために必要な情報をまとめています。告示のほか、項目ごとに通知の記述について解説を加えているので、より理解が深まります。 ●栄養関連診療報酬では、諸規定について図とあわせて算定要件等をわかりやすく解説しています。

看護関連施設基準等と診療報酬

5-36 A231-4 摂食障害入院医療管理加算

摂食障害入院医療管理加算は、平成20年度改定で新設された加算で、治療抵抗性を示すことのできる摂食障害患者について必要な評価を行うものである。

重症の摂食障害患者による著しい体重減少が認められ、BMI (Body Mass Index) が15未満の患者を対象とし、摂食障害の専門的治療を行う医療機関、施設、看護職員等が配置された看護サービスの提供について一定の成績を有する医療機関で算定する。

平成20年度改定では、医師等の医療従事者の継続的な働き方に対応する観点から、医師については、週3日以上かつ週10時間以上（令和2年度改定で週10時間以上改定）の勤務を行っている医師の非常勤職員を認め合わせた常勤職員でも算定可能となった（2023年改定）。また、公認心理師に関する同試験が開始されることにより、常勤職員として算定可能な心理士についても経過措置を設けた上で、「公認心理師」に統一された。

令和4年度改定では、加算の実施要件における摂食障害の年間新規入院患者数について、10人以上から1人以上に緩和される。

施設基準 第八・二十六の三 摂食障害入院医療管理加算の施設基準等 (P.22)

(1) 摂食障害入院医療管理加算の施設基準
摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2) 摂食障害入院医療管理加算の対象患者
重症の摂食障害患者より著しい体重の減少が認められる患者

取扱い通知 別添3 第17の4 摂食障害入院医療管理加算

1 摂食障害入院医療管理加算の施設基準
(1) 摂食障害の年間新規入院患者数（入院期間が通算される再入院の場合を除く。）が1人以上であること。
(2) 摂食障害の専門的治療の経験を有する常勤の医師、管理栄養士及び公認心理師がそれぞれ1名以上当該医療機関に配置されていること。なお、摂食障害の専門的治療の経験を有する常勤の医師の配置については、週3日以上かつ週10時間以上（令和2年度改定で週10時間以上改定）の勤務を行っている医師、公認心理師（摂食障害の専門的治療の経験を有する医師に限る。）を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間と併し再掲要にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

(3) 精神療法を行うために必要な医師等が配置されていること。
(4) 必要に応じて、摂食障害全面支援センター、摂食障害支援拠点病院又は精神保健福祉センターと連携すること。

2 届出に関する事項
摂食障害入院医療管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式32の4を用いること。

項目の要点を解説

施設基準上の規定を、告示・取扱い通知まとめて掲載

届出様式を掲載

疑問解答資料（事例・連絡）

診療報酬（点数表と留意事項通知）

関連する診療報酬を掲載左欄に告示、右欄に関連する留意事項通知の要旨を配置

※ご注文の商品は全て買い切りです。商品手配後の乱丁・落丁以外の返品、交換は承っておりません。「タイトル」「年版」「数量」などご確認のうえ、ご注文ください。

未刊商品のご予約は発刊予定月になりましたらお受けいたします。

社会保険研究所 〒101-8522 東京都千代田区内神田2-15-9 TheKanda282
TEL.03-3252-7901 (代) FAX.03-3252-3533
URL : <https://www.shaho.co.jp>